

# 特集 総合学習と少人数授業

編 集 部

新教育課程の実施にともない一〇〇一年四月（高校は一〇〇三年）から「総合的な学習の時間」が新設されました。この時間の創設について文部科学省は、「『総合的な学習の時間』は、これまでとかく画一的といわれる学校の授業を変えて、(1)地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行なえる時間 (2)国際理解、情報、福祉、健康など、従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行なえる時間として新しく設けられたものです。この時間では、子どもたちが、各教科等の学習で得た知識をむすびつけ、総合的に動かせることができるようになります」（文科省ホームページ）と解説しています。

新聞によれば、日教組の教育研究全国集会に参加した小・中学校の教員を対象に「総合的な学習の時間」

についてアンケートを実施したところ、六九%が「教師の負担が重くなる」としつつも、「プラスの効果が出ると思う」という回答が七四%を占めたといいます。ただ、「教科・生活指導に追われて総合学習の準備に割く時間がない」という回答が四六%あったとも報じられました（「新潟日報」〇一・一・二八）。

一方、学校週五日制による授業時数に加えて、この「時間」（一〇五時間）の新設で教科の授業内容と時間数がさらに削減され、しかもその内容が科学的系統性を欠くことから子どもの「学力低下」を危惧する不安と批判の声が高まってきた。そうしたなか、これまで指導要領からの逸脱を許さなかつた文科省が突然、「学習指導要領は最低基準であり、理解の進んでいる子には指導要領のわくを超えて進ませてもよい」（一〇〇一・一）などと言い出しました。さるに

今年に入つて、遠山敦子文科相は「学びのすすめ」と題するアピールをあらためて発表しました（『にいがたの教育情報』六九号98ページ以下参照）。アピールは、「習熟度別指導をするため」ことや「放課後の補習」「宿題など家庭学習の充実」などにまで言及しました。「総合的な学習の時間」の新設を含む教育課程改訂の根拠を「多くの知識を教えるから自ら学び自ら考える教育」（文科省ホームページ）への転換だと説明してきたのは文科省自身なのですが、文科相アピールは、いかにも整合性に欠け、「できる子」に重点をおいたものになつています。

ところで、文部省（当時）がいう「多くの知識を教え込まなければならなかつた」これまでの教育制度の主要な問題点は、過密で無系統な指導内容と多人數学級だったのではないかといったところです。各教科の指導内容の精選が欠かせないことはもちろんですが、体験学習を取り入れ、学習を総合的に展開できる条件のひとつは、学習集団（クラス）の少人数化です。

昨年三月の国会で、民主・共産・社民の野党三党が「三〇人学級法案」を提出しました。しかしこの野党案は衆議院で否決され、「特定の三科目で少人数授業を実施するために小・中で教職員を加配する」という

政府案が可決されました。その後文科省は、都道府県が人件費を全額負担すれば「四十人以下学級」でもよいとして、併せて特定教科で少人数指導をするために国費補助をする教員の枠を増やすとしました。それによって新潟県を含め二二の道県で（二〇〇二年度）特に低学年を対象に三〇～三五人学級が実現しています。ただし国費補助がありませんから教員の配置にかなりの無理が生じて学校現場には少なからぬ困惑もあると聞きます。また新潟に例をとれば、小学校三、四年生の国語・算数で少人数学習を可能にする措置が認められて、そこに非常勤講師が配置されました。しかしこの措置は習熟度別指導を前提にした施策に基づくものなので、ここにも多くの問題点が潜んでいます。

子どもの学力の問題に焦点をあてながら、「総合学習」を教育課程全体のなかにどのように位置付けていったらよいのかの論議を深め、併せて「少人数学習」を可能にする制度を確立し、子どもがゆとりをもつて学習できるような条件整備をしていく努力が急務だと考えます。

以上のような問題意識にたって、本号では標記のように「総合学習と少人数授業」を特集テーマにしました。